

# 社会福祉法人 和泉の会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉の会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にある事のみによっては支給しない。

- 2 報酬の額は別表1のとおりとする。
- 3 報酬額のほかに、法人本部までの往復交通費を支給する、支給額は職員の就業規則に準じて支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 4 出張旅費については、職員旅費規程を準用する。
- 5 その他費用の精算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。

## (計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月16日を起算日として翌月15日までの期間で計算する。

## (法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

## (報酬の支払い)

第5条 報酬は、毎月25日に指定する口座へ振り込む。報酬が年額の場合は12で除した額を月々支給する。12で除した額の1万円未満は切り捨てとする。

- 2 第3条に定める期間中、職員の就業規則に定める正職員の半分以上の勤務した場合に支給要件を満たすものとする。
- 3 第3条の期間の期初以外に役員等に就任した場合、就任日から15日までの間、12で除した額を更に日割りで支給する。また、支給要件は就任日から15日の間で計算するものとする。1万円未満は切り捨てとする。

## (費用弁償)

第6条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。<ただし、第2条の報酬を支給しているものに支給しない。>

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
  - (1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償 … 3, 000円
  - (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 … 5, 000円

## (改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 別表1

区 分	報 酬 額
理事長	年額 6, 000, 000円以内
業務執行理事	年額 2, 000, 000円以内
その他常勤理事	年額 1, 000, 000円以内

## 附 則

1. この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。